

動物愛護管理法の改正を求める請願署名

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、人が飼育するすべての動物について虐待の禁止と適正飼養を定めています。2012年に予定されている法改正において、法制度の充実と実効性が確保され、よりよい人と動物との共存社会が実現されるよう以下の事項を請願いたします。

1. 動物取扱業者に対する規制強化

動物の繁殖販売業者の社会的責任に見合う規制の強化および基準の実効性の確保
他の動物関連法との連携強化

2. 動物行政の充実と民間協力の制度の確立

行政の犬猫等の収容施設の改善および殺処分から一時保護への施策転換
犬猫等の譲渡・適正飼養等に関して市民・民間団体等との協力関係の構築

3. 実験動物の国際原則3R（苦痛の軽減・使用数の削減・代替法）の強化

動物実験施設の登録制等による実態把握および透明性の確保
3Rの実効性確保のための制度構築

4. 畜産動物の福祉の推進

畜産動物の国際指針「5つの自由」の明記および飼養保管基準の改正
生産者・消費者等に対する家畜福祉についての啓発普及の促進

締め切り：2011年9月末日

	氏 名	住 所（都道府県名から番地までお書き下さい。それがない場合は無効となります）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※取りまとめ団体及び署名送付先（署名は必ず原本を郵便でお送り下さい。コピー、FAXは無効になります。）

1 動物取扱業者に対する規制強化

■ 動物の繁殖販売業者の社会的責任に見合う規制の強化

動物の繁殖販売業者にその動物の心身の健康を保証する責務を課し、動物の流通においてトレーサビリティ(履歴の説明責任)を確保できるようにすること。

■ 動物取扱業者の守るべき基準の実効性の確保

劣悪な飼育環境、過密多頭飼育、感染症、遺伝病のまんえん等を防止するために具体的基準を定め、数値目標も定める等あいまいさを排し、規制を遵守させるための実効性を高めること。また、総合評価制を取り入れ一定の改善評価に達しない業者は営業停止措置に至るものとする。

■ 他の動物関連法との連携強化

狂犬病予防法、種の保存法、特定外来生物法など他の動物関連法と連携し、業者が違反した場合は営業停止を可能とすること。

2 動物行政の充実と民間協力の制度の確立

■ 行政の犬猫等の収容施設の改善および殺処分から一時保護への転換の促進

行政の犬猫等の引取り収容施設を改善し、動物福祉の啓発普及のモデルとなるように施設の設置運営基準を定め、「殺す施設から生かす施設へ」の転換を図る。

■ 犬猫等の譲渡・適正飼養に関して市民・民間団体等との協力関係の構築

動物愛護のきめ細かな施策の展開のために、行政と民間の協力体制の構築を明記すること。

3 実験動物の国際原則3R(苦痛の軽減・使用数の削減・代替法)の強化

■ 実験動物飼育施設等の登録制等による実態把握および法令遵守の啓発普及

動物実験繁殖販売施設及び動物実験施設を登録制として実態を把握するとともに、動物実験についての透明性を確保するために、情報公開を促進すること。

■ 3Rの実効性確保の制度構築

動物実験の国際原則3Rについて、現行の努力目標よりも一層強い義務とすること。

4 畜産動物の飼養管理原則の明記

■ 動物福祉の国際指針「5つの自由」の明記および飼養保管基準の改正

産業に利用される動物についての国際原則「5つの自由」を条文に明記し、あわせて産業動物の飼養保管基準で動物の生理、習性、生態、行動に基づく具体的飼育方法を定めること。

■ 生産者・流通・消費者に至る家畜福祉に関する啓発普及の促進

家畜の健康と福祉の向上が、感染症を防止し品質を高めるなど、動物及び生産者・消費者にもメリットになるという観点から啓発普及を促進すること。

5 その他

動物の保護及び生態系への悪影響防止の観点から、鑑賞魚を含め遺棄の禁止の罰則を強化すること。